

# 第63回 公開講座

## 『障害者権利条約』を通して社会を見る

日時 2010年10月22日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 松波 めぐみ（委嘱研究員）

「われわれ抜きに、われわれのことを何も決めるな！」（Nothing about us, without us!）この言葉が何を意味するか、ご想像いただけるでしょうか？

障害者権利条約とは、世界人権宣言（1948年）から遅れること六十年、2006年12月の国連総会で採択された最新の人権条約です。

日本政府はまだこの条約を批准していませんが、数年のうちには批准予定で、それに合わせた国内法の改正や、「総合福祉サービス法」「差別禁止法」（いずれも仮称）等の新法を作る準備が、障害をもつ当事者の参加によって現在進められています。ただし、まだまだこの条約について広く知られているとはいえない現状です。

私は十年以上、兵庫や大阪で「自立生活運動」に参加し、重い障害をもつ人の地域生活や外出の介助を経験する中で、この社会で障害者は「福祉の対象」ではあっても、「人権の主体」としては認められていないことを折々に実感してきました。

2006年夏、条約策定の過程を自分の目で見てみたいと思った私は、日本の障害者団体の方々をお願いして、国連（ニューヨーク）での特別委員会にオブザーバーとして参加させてもらう機会を得ました。そこで見たのは、日本を含む各国から実にさまざまな障害当事者が集まり、それぞれの切実な要求を「条約」に反映させるべく議論を積み重ねている姿でした。その国連の場でもたびたび確認されたことが、冒頭で紹介した「われわれ抜きに、われわれのことを何も決めるな！」というスローガンです。これは、従来「われわれ抜きで」——つまり障害者自身の意見が聞かれることなしに、障害者に対する政策や処遇が専門家らによって決められ、それに従うことを強いられてきたことを示しています。障害者が自らの人生の主人公になるために、世界中の障害者が政治や宗教の違いをこえて練り上げ、策定したのがこの条約です。

地域生活を送る権利、アクセシビリティの権利（視聴覚に障害のある人の情報入手、車いす利用者等の移動）、インクルーシブ教育（共に学び成長する権利）、仕事と雇用、司法アクセス、障害をもつ女性のニーズ、生命の権利…。条約の中身は多岐にわたりますが、日本の障害者がおかれている状況とも一つ一つ対応するものだと私は感じています。

今回の公開講座では、「そもそもなぜ障害者権利条約が必要だったのか、なぜ21世紀まで遅れ、どのようにして条約がつけられたのか」といった話とともに、条約の具体的な中身を、現在の日本社会の具体的な状況と結びつけながらお話してみたいと思います。

障害者権利条約は、これまでの「障害」観を覆し、社会のあり方に根本的な変更を迫るラディカルな理念をもちつつ、「インクルーシブな（だれも排除しない）社会」への建設的な提案を含んでいるものです。この講座をきっかけに関心をもっていただければ幸いです。

\* \* \*

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。  
手話通訳が必要な場合は、10月14日（木）までに人権問題研究室へご連絡ください。



THINK×ACT  
KANSAI  
UNIVERSITY

関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>